

改正労働施策総合推進法等説明会

～改正労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法・同一労働同一賃金ガイドラインがそれぞれ施行されます～

主催：(一社)三田労働基準協会[幹事]・渋谷労働基準協会
(一社)品川労働基準協会・(一社)大田労働基準協会
(一社)新宿労働基準協会・(一社)池袋労働基準協会

今年10月1日に、改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法及び改正同一労働同一賃金ガイドラインが施行される予定となっています。カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置が義務化され、また不合理な待遇差の解消に向けた取組が求められます。

本説明会では、この法律を所管している東京労働局雇用環境・均等部指導課の担当者から説明を行います。

1 日 時 2026年7月29日(水)

13時30分～15時50分

2 説明方式 オンライン開催 (Zoom ウェビナーにて配信)

※PCやタブレット等の端末とインターネット環境が必要です

3 内 容

(1) トピックス

東京労働局雇用環境・均等部長

(2) 労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法の改正にかかるカスタム・就活セクハラ
の措置義務について

東京労働局雇用環境・均等部担当官

(3) 改正同一労働同一賃金ガイドラインについて

東京労働局雇用環境・均等部担当官

(4) 改正育児・介護休業法について

東京労働局雇用環境・均等部担当官

(5) 改正女性活躍推進法について

東京労働局雇用環境・均等部担当官

4 定 員 200名

5 参加費 無 料

6 申込み方法等

① メールによる申込

次のメールアドレスに、説明会名、事業場名、所在地、各地区の労働基準協会会員又は非会員の表記、連絡先担当者名、電話番号、参加者名、参加者のメールアドレスを記載いただき7月22日(水)までにメールをお送りください。受付について返信します。

mitaweb@mita-roukikyo.or.jp

② FAXによる申込

裏面「申込書」に記入のうえ7月22日(水)までに(一社)三田労働基準協会あて Fax (03-3451-7692) で、お申し込みください。受付について参加者メールアドレスに返信します。

7 お問い合わせ先 (一社)三田労働基準協会

電話：03-3451-0901

Fax 03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

受付日		整理番号	
-----	--	------	--

改正労働施策総合推進法等説明会 Fax 申込書

（ 実施日：2026年7月29日 13:30~15:50 ）

申込 Fax. 送付先 （一社）三田労働基準協会事務局 あて
Fax. 03-3451-7692

事業場名			
所在地			
電話		会員・非会員の別 (○を付けて下さい)	<ul style="list-style-type: none"> ・三田協会・品川協会 ・大田協会・渋谷協会 ・新宿協会・池袋協会 ・会員以外
申込担当者 氏名			
参加者	フリガナ 氏名		
	メールアドレス (必須)	(わかりやすく記入してください)	

注：① 個人情報は本説明会以外の目的に利用することはありません。

② 参加者名簿は、東京労働局雇用環境・均等部に提供いたします。雇用環境・均等部においては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」により適切に取り扱います。

③ 参加URLは、7月27日までに参加者メールアドレスあてにお知らせします。